

よさこい麗和 規約（会則）

第1条（会の目的）

よさこい鳴子踊りを仲間と共に踊ることにより心身の健康を図り、また祭り事業へ参加する事により、郷土愛、地域や仲間とのつながりを深める事を目的とする

第2条（会の名称）

「よさこい麗和」と称し、事務局を会長宅に置く

第3条（役員について）

この会に次の役員を置く

- ①会長 1名
- ②副会長・会計 1名
- ③書記 1名

第4条（会費について）

この会の会費は次の通りとする。

- ①年会費大人5,000円、小人(小中学生)2,000円とし、毎年4月に会計担当者に支払う
- ②入会金なし
- ③イベント参加費等はその都度集金とする
- ④その他、衣装代・鳴子代は各自自己負担とする
- ⑤期間途中で退会する場合でも、原則年会費および購入品の返金は行わないものとする

第5条（会の定例活動について）

- ①総会は、年1回開催する
- ②役員会は、年4回開催する
- ③定例会は、月4回開催する

第6条（地域貢献活動について）

よさこい in 府中、その他祭り事業への参加

第7条（個人情報及び肖像権使用について）

提出された個人情報は「団体登録申請および運営」に使用され、明記のない案件での使用は一切ないものとする

よさこい麗和の活動中に撮影された写真および映像の一部は下記の内容において使用され、明記のない案件での使用は一切ないものとする

- ①よさこい麗和の広報活動としての制作物(HP・SNS・ポスター等)の写真・映像として使用
- ②よさこい麗和が参加するイベント等の関連事業への掲載用写真・映像として使用
- ③報道機関各種(ジェイコム・新聞・TV等)での写真記事掲載、放送用としての使用

第8条（その他）

その他必要な事項は、役員会の承認を得て適宜決定できるものとする

この会則は令和8年4月1日から運用する